

## 第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	地域小規模児童養護施設
----	-------------

### ①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社
------------

### ②評価調査者研修修了番号

SK18001
S2020001
S18002
H0031

### ③施設名等

名称：	はみんぐ
施設長氏名：	山本 敏博
定員：	5名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	
T E L：	
U R L：	ikedako-jyukai.com

#### 【施設の概要】

開設年月日	2005/12/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 池田光寿会
職員数 常勤職員：	3名
職員数 非常勤職員：	2名
専門職員の名称（ア）	社会福祉士
上記専門職員の人数：	2名
専門職員の名称（イ）	保育士
上記専門職員の人数：	3名
専門職員の名称（ウ）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（エ）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（オ）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（カ）	
上記専門職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	5居室
施設設備の概要（イ）設備等：	浴室、トイレ、居間、宿直職員室、
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

### ④理念・基本方針

<p>理念：1 児童の自立支援 2 児童の発達の保障 3 児童の人権の尊重</p> <p>基本方針：十勝学園は、社会的養護に必要な児童の健やかな育成と地域福祉の推進という事業目的を達成するため責任の遂行と新たな課題の克服に取り組む。また、児童の権利侵害防止など、権利擁護のより一層の取り組みを行う。管理運営については、安定的な経営運営のため、事業の進行管理を行い予算の計画的執行により収支バランスをとっていくこととする。社会的養護の推進計画の一環として、生活単位に小規模化を目指すために2カ所目の地域小規模児童養護施設の開設に向け準備を行う。</p>
---

### ⑤施設の特徴的な取組

ライオンズクラブ、ソロプチミスト、NPO法人などのボランティア団体との交流機会を多く設けることにより、施設職員だけではなく大人との関わりを増やし卒園後のことも考えた自立支援を目指している。
--

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2021（令和3）年12月6日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2022（令和4）年3月16日
前回の受審時期	2017（平成29）年度

## ⑦総評

### <評価の高い点>

#### 1「子どもの将来を応援する姿勢」

2021（令和3）年度の事業計画には、卒園後の進路を主体的に自己決定できるように進路指導の充実を掲げています。進学や就職に関しては、学校の進路学習の開始から保護者や学校、児童相談所とも連携した支援を行っています。子どもの疑問などに担当職員は親身に応じています。高校を退学した子どもへは通信教育で卒業資格を得ることを助言しています。

就職については、社会人としての心構えなどを伝え、不安や希望に寄り添っています。大学や短大、専門学校へ進学後は、安定した生活環境の元で学びが続けられるように措置延長や自立支援事業を活用できるように支援しています。

子どもが切り開いて行く未来に対し、職員が子どもの心の基地になって、子どもの描く道を応援する温かい姿勢が感じ取れます。

#### 2「生きる力の習得に向けた支援」

自治会は、子どもの学齢に応じて組織され、どうしたら入所施設の生活に満足できるかを話し合い、施設に対して改善を要望します。発言が苦手な子どもには、本人の力を信じ「発言することの大切さ」を職員は伝えています。

子どもの自立支援の目標は、「振り返りシート」などを活用して思いを汲み取り、次の目標につなげています。職員はさりげない会話の中で、その日の振り返りを一緒に行っています。子どものよかったところを誉め、自信をもって次の行動ができる支援を心掛けています。

#### 3「小規模ケアを活かした食育」

献立は、1週間単位で立てています。基本的には予定どおりに総菜を作っていますが、当日の食材が多少足りなくても、少人数なので柔軟に調理しています。いろいろな料理本を参考に栄養バランスを考慮しています。また、レシピは他の職員もすぐ使えるように、リングファイルに綴じて保存して毎日の料理に活かしています。

職員は、調理中に「これが食べたい」「少し減らして」といった子どもと会話からメニューに加えるなど即応しています。庭でトマト、きゅうり、ピーマンなどを子どもと一緒に栽培、収穫して食事に取り入れています。伝統行事食や旬な物を取り入れるなど季節の料理も大切にしています。食材の買い物に職員と一緒にいたり、昼食にお好み焼きやピザ、チャーハンなどを自分たちで作ったりしています。このように、普通の家庭で行われる生活の流れのなかで食育として体験されています。

### <質の向上のために求められる点>

#### 1「事例検討による権利擁護の推進」

子どもの権利擁護については、「懲戒に係る権限の濫用禁止規定」等が整備されています。年度の事業計画の事業方針には「権利擁護のいっそうの取組を行う」と記載されています。また、職員会議の前には、支援にあたっての心構えである「倫理綱領」の読み合わせを行っています。「十勝学園職員心得」に抵触することがあれば職員は、上司へ報告しています。職員は、権利擁護の意識を持ち支援に努めていますが、具体的な事例に基づいた検討は十分ではありません。子どもの権利擁護の推進のために、上司からの指導は、事例検討として施設全体で共有することが望まれます。

#### 2「権利擁護の視点に立った研修」

職員は、子どもが自分の居場所を感じ取ることができるよう環境を整え支援にあたっています。子どもの権利に関しては日々の出来事を捉えて、人を傷つけたり悲しめたり脅かしたりしてはいけないことを話しています。改めた時間は設けていませんが、生活に直結した話題から権利ノートを使って説明しています。

自分と他者の権利の理解には、職員の側も常に学び続ける必要があります。特に、小規模ケアでは、子どもと1：1の対応場面が多く、職員個人の力量に頼ることになります。社会的養護の推進計画では、小規模ケアのグループホームが増え、本園との距離も離れています。職員が子どもと対峙し即断して支援しなければならない場面は増えます。不適切な養育を受けた子どもは、自分や他者を大切にしようとする意識が薄いので配慮しなければなりません。日常的にケアの視点をもって支援するこのためにも、職員一人ひとりの支援の質の向上が求められます。子どもの権利に関する学習機会を持つことを期待します。

#### 3「養育・支援の向上が「見える化」できる事業計画の立案」

単年度計画以外の計画書としては、「小規模化及び家庭的養護の推進計画・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備方針（計画）」があり、地域小規模児童養護施設を増設する予定があります。しかし、中長期的な視野にたった課題の抽出と職員への提示が行われていないため中長期計画が作成されていません。全国的な児童養護施設の運営動向として、本園定員の減数と小規模化によるグループホームの設置は避けられません。これに伴う人員配置等あらかじめ準備しておく事柄を書面化して中長期計画として作成することが望まれます。

また、単年度の事業計画は、1月に会議に諮られ一般職の意見も取り入れて作成されます。しかし、中長期の計画がないため、中長期を反映した単年度の計画とはなっていません。また、単年度事業計画の記載内容は、毎年度に必要な事柄であり重要ではあることは理解できますが、同じ文言の記述となっています。第三者評価は、「計画・実施・評価・見直し」の繰り返しと積み重ねによる質の向上を後押しします。職員の日々の養育・支援の向上が「見える化」できる単年度の事業計画の立案が望まれます。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

このたびの受審により、施設として取り組みが評価された部分もありましたが、不十分な点も多く見られ改善の必要性があります。今回ご指摘のありましたことにつきまして真摯に向き合い、今後さらに改善を進めより良い施設運営、児童への支援の向上に取り組んでいきたいと思っております。

## ⑥第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 内容評価基準（25項目）A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

1-（1） 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
【コメント】 ① A1 ① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p>毎月の職員会議では、倫理綱領を全職員で読み上げて職員間で確認している。学校での問題が発生した時は、「はみんぐ」と学校が連携し、本園への報告後は必要な対応を行っている。日々の職員間の連携は、日常の子どもの心身の状態や職員の対応等を日誌に記録して、その日誌を通して共通理解を図っている。月2回の「はみんぐ」担当者会議では、何か子どもに変化が生じた場合や支援の状況等を話し合い共有している。小規模ケアの特性を活かして、個々の子どもの意向を汲みながら安心、安全に生活できるよう生活環境の整備や養育に努めている。権利侵害の防止と早期発見については、担当者会議や日々の日誌等で職員間の連携を図っている。但し、子どもの権利擁護に関しては、本園と共通して実施する取組が十分ではない。今後は、権利侵害の予防的な支援、早期発見について、本園と共に対応を定め組織として実施することが望まれる。</p>	
1-（2） 権利について理解を促す取組	
【コメント】 ② A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>場を設けての説明はしていないが、子どもに「権利ノート」を渡している。日常の出来事を通して自分や他人を傷つけたりなど、してはならないことを「権利ノート」を使いながら個々に伝えている。子どもの権利に関することは、今の生活にむすびつけて説明している。日常生活のかかわりを通して支援しているが、自分と他者の権利の理解には職員の側も常に学び続ける必要がある。不適切な養育の中で、自分が大切にされた経験が少ない子どもは、意図的に自分や他者を大切にすることを育てていくことが必要である。今後も更に、日常的に子どもの権利を尊重するケアの視点を高めることが期待される。</p>	
1-（3） 生き立ちを振り返る取組	
【コメント】 ① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>「はみんぐ」入居時に、子どもの状況によって本人の生き立ちやここに入所してきた経緯などを話している。リビングルームには、子どもの提案で行事の時やキャンプ、サッカー、職員と登山に行った時などの写真が掲示してある。職員と子どもは、写真を見ながら話はずませる時や共に写真を整理する機会を持っている。また、生き立ちの振り返りはアルバムに限らないので、生き立ちを振り返る会話から子どもが自己肯定感を抱けるように、職員それぞれの創意工夫にも期待したい。</p>	
1-（4） 被措置児童等虐待対応	
【コメント】 ① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
<p>子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法については、「子どもへの暴力防止プログラム」を受けて学習する機会を設けてきた。また、日常生活の流れの中で不適切なかかわり（子どもの人格を辱める言動など）の具体例を示して、子どもに周知し自分の身を守るように対処行動を伝えている。このように不適切なかかわりの防止と早期発見に努めているが、十分とは言えない。今後は、被措置児童等虐待対応ガイドラインの理解を徹底して、組織として職員全体が常に一貫した認識を持つようにしていくとともに、被措置児童等虐待の届出・通告について、職員が理解して子どもに説明し、子どもが自ら訴えることができるようにしていくことが望まれる。</p>	
1-（5） 子どもの意向や主体性への配慮	
【コメント】 ① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p>生活日課については子どもと話し合っていて決めている。外出時間は、本園と同じ時間にするなど、共通にしてもよい「決まり事」は本園と合わせている。アルバイトやクラブ活動をしている子どもの生活リズムに合わせて朝食、夕食がとれるよう柔軟な対応を行っている。通学先と毎日の連絡帳等で連携している子どもには、職員と一緒に考えて話し合うことで、本人なりの主体的な学校生活ができるよう支援している。生活における課題や問題は、小規模ケアの利点を活かして、子どもからの要望を十分聞いて、叶えられない場合は理解できるまで説明を尽くしている。退所後に保護者等の支援が受けられる子どもは少なく、就職と進学に関わらず金銭感覚や経済観念が身につくよう支援している。</p>	

1- (6) 支援の継続性とアフターケア

【コメント】	② A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>本園から「はみんぐへ」の移行については、子どもの心理面や身体の状態を含めて本人にとって小規模児童養護施設が適しているかどうかなど、職員会議で十分に話し合いを行っている。移行前には、既に「はみんぐ」で生活している子どもに直接話しを聞く機会を設けた上で、本人の意向を確認している。移行後は、本園の体育館・図書室等の設備を引き続き利用するように促して、急な環境の変化をもたらさないようにしている。また、本園で一緒だった子ども同士のかかわりも絶たないように職員は見守っている。多人数の集団生活だった本園から小規模児童養護施設へ移行した子どもの不安を軽減しつつ、本園とのつながりも保ちながら連続した支援となるように努めている。</p>		
【コメント】	③ A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>リービングケアの支援では、買い物や料理などの体験、銀行やコンビニでの振り込みを覚えるなど日常生活を通して身につけられるようにしている。アフターケアの支援では、困ったときや悩みがあるとき、誰かに聞いてもらいたいときなどは、いつでも相談していいことを伝えている。また、法人として一部屋アパートを借りていて、半年間生活体験ができるようにしている。しかし、退所後の子どもの生活の安定には十分ではない。今後は、退所者の情報の把握や記録の整理から得られた情報をリービングケアに活かし、組織全体で共有した連続した支援となることが期待される。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

2- (1) 養育・支援の基本

【コメント】	① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p>日頃より、職員のみならず自分を見てくれるという安心感が持てる環境づくりや、子どもが話しやすい雰囲気づくりを心がけている。女子には女性職員が男子には男性職員が対応している。子どもが表出する感情や言動、訴えなどを受け止めて聞いている。また、「どうしてそうなったのか」「子どもの心に何が起きたのか」その背景を理解しながら子どもと一緒に向き合っている。担当者会議等を通して、子どもの感情や言動、訴えてきたことなどのプロセスを職員間で共有して継続した支援ができるようにしている。</p>		
【コメント】	① A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>一軒家を借り上げた地域小規模児童養護施設のため、設備も一般住宅と同様である。このため、朝の洗顔や入浴については、お互いに気を使いながら行っている。リビングルームでは、その時の状況により、卓球をしたりバトミントンをしたりして楽しんでいる。5名が入居しているので基本的な日課については、何か不具合が生じたときにその都度、話し合い決めている。個々の子どもの状況に応じて見守り柔軟に対応している。</p>		
【コメント】	② A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p>子どもを見守りながら、食事作りを手伝った時は感謝する言葉をかけるなどして、生活の状況に応じて子どもの行動を促している。子どもが何かやろうとしたことでつまづいたり失敗をしたりしたときは、自分で乗り越えていけるように支援している。職員は小規模ケアの特性を活かして、個々の子どもを十分に掌握し援助できる生活環境を整えている。職員間で役割分担をして子どもを叱ったあとのフォローをしており、学校で急なトラブルがあった場合は本園と連携して本人の受け入れを行っている。今後も子どもなりの判断や行動を保障するために、「子どもを信じて見守る姿勢」とは何かを、小規模ケアが増設されても職員間で共有できるように言語化しておくことを期待したい。</p>		
【コメント】	① A11 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>学齢や発達に応じて中学生・高校生には通塾を勧め、専門学校や特別支援学校への通学もある。ピアノを習うことを希望する子どもには、本園のボランティアを活用し、学校のクラブ活動も積極的に参加を促している。2022（令和4）年2月現在はコロナ禍で心身機能低下防止事業や本園との交流は中止状態となっているが、体育館でバスケットボールをするなど自由な活動がある。個々の子どもの意欲と興味に応じてスポーツや音楽等の活動が行われている。</p>		

【コメント】	② A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>基本的な生活習慣の確立や社会常識・社会規範の習得については、職員との対話を通して、言葉づかいや生活の決まり、約束など自然な形で身につくようにしている。また、テレビでのニュース等をきっかけに社会常識や社会規範について伝えている。登下校で近所の住民との挨拶や電話の対応は日常生活の中で教えている。自分の物欲に任せて高額な買い物をしようとするときは、どうして必要なのかや予算や貯金などの見通しをもって考えて決めることを話し合っている。スマートフォンについては、高校生以上は保護者が契約をしている。取扱い等は本人に任せているところもあるため、インターネットやSNSの危険性を「はみんぐ」としても教えることが期待される。</p>		
2- (2) 食生活		
【コメント】	① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>献立については、職員が様々なレシピの料理本を参考にして工夫する等、柔軟に対応できる小規模ケアの特性を活かしている。同じメニューが続かないよう栄養バランスを考慮して、1週間単位で献立を立て、職員間で共有して食事を作っている。子どもは、職員と買い物に行き、ピザやチャーハン、お好み焼きなどを一緒に作っている。また、食事を作っている様子を見られることから、「これが食べたいなあ」など言ってきた時は、その場で一品加えたり、苦手な物を減らしたり、子どもの要望に柔軟に対応している。クリスマスなどの行事食や、季節の旬な食材を取り入れている。このように、食事が家庭的なものとなるように心を配っている。クラブ活動や塾等で帰宅時間も異なることが多いため、個々の子どもに応じて美味しく食事ができるようにしている。</p>		
2- (3) 衣生活		
【コメント】	② A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>職員は、体に合い季節に合ったものを子どもの着ている服を見ながら声をかけ薦めている。靴下や下着類は替え時のタイミングで知らせて購入するようにしている。中学生は、職員と一緒に服を店に行き好みなど話しながら購入している。高校生は、自分で好きな服を買いに行っている。子どもの好みや個性を大切に中学生、高校生のTPOに合わせた服装を教えている。</p>		
2- (4) 住生活		
【コメント】	③ A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>庭には、きゅうり、トマト、いちご、ピーマンなどの野菜や花などを子どもと一緒に栽培、収穫、手入れをしている。2階に女子、男子は1階に、一人一部屋が確保されている。台所と居間兼食堂がワンフロアになっていて明るく居心地の良い空間となっている。2階は部屋をカーテンで仕切っていたが、壁を入れて改修をしている。内装は定期的に点検してカーテンレールやドアノブなどを修理している。トイレの水洗化については、新しい小規模児童養護施設を増設する計画なので、予算などの先の見通しを持って子どもの居場所として整備している。</p>		
2- (5) 健康と安全		第三者 評価結果
【コメント】	① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>中学生と高校生、専門学校生が居住しており、服薬は居間で管理して職員と本人がわかるようにしている。常備薬を置いて子どもが体の不調を訴えた時は、すぐ対応できるようにしている。日々の子どもの健康状態や通院等については、日誌を通して職員間で継続した見守りがされている。2022（令和4）年2月現在、コロナ禍のため、子どもは本園との行き来はしていない。新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、基本的に「はみんぐ」内で対応することになっている。しかし、本園におけるゾーニング（汚染区域と清潔区域の区分分け）のような具体的な対策については整っていない。本園と連携して早急に対策を講じることを期待したい。</p>		
2- (6) 性に関する教育		
【コメント】	② A17 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>職員は、子どもから、学校で性について話していたことなどを聞かれた時に、異性を理解することや相手を思いやることの大切さを伝えている。テレビのドラマを見て、きっかけがあれば、その場で子どもの疑問や不安に答えている。性についてオープンに話ができるように、子どもと職員の関係性や雰囲気醸成に努めている。インターネットの普及で性情報が氾濫する中、情報を取捨選択する力をつけていくことが求められている。このため職員間で必要に応じて勉強会を行うなど、今後、本園とともに、性教育のあり方について具体化していくことを期待したい。</p>		
2- (7) 行動上の問題及び問題状況への対応		

【コメント】	③ A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>学校でトラブルや行動上の問題が発生したとき、学校を飛び出して「はみんぐ」に戻ってくるなど、ここが子どもにとって逃げ場、よりどころとなっている。このような時は、本人が落ち着いてから話を聞いて子どもの心情を受け止めて悪いことは悪い、守るべきことは守ることを話している。また、学校と連携を取り、本園に連絡して対応を行っている。日頃より職員間で連携して対応している。以上のエピソードは、小規模ケアがうまくいっているパターンを表している。今後、入居する子どもの構成による変化にも対応可能な職員相互の支援体制を改めることが期待される。</p>		
【コメント】	④ A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p>「はみんぐ」は本園の自治会に参加しておらず、「はみんぐ」内で一堂に会して話し合うといった場は設けていない。中学生から高校・専門学校までの年齢の離れた男女なので、夕食の時間が同じにはなりにくいが、一同が会する場では全体周知としてコロナ対策などを伝えている。何か危ういことを察知した際には、それぞれの子どもへ直接に職員が働きかけており、いじめや差別に至ることはない。但し、現在が安定しているとしたら子どもに助けられてのことである。新たに入所してくる子どもと集団のバランスを暴力・いじめ・差別が起こらないように保つための体制を見直しておくことが期待される。</p>		
2 - (8) 心理的ケア		
【コメント】	⑤ A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>2022（令和4）年2月現在、入居している子どもに心理プログラム対象はいない。但し、プログラムの対象となっていなくても、全ての子どもに心理的ケアの必要性があることを、職員は感じている。本園では、心理職が心理ケアプログラムの作成を行い、且つ、直接支援にたずさわっている。併設されている児童家庭支援センターにも、心理職の配置がある。専門職の知見を直接支援の現場で活かす土壌はある。今後は、「はみんぐ」においても、心理職の助言を受けられる体制をつくり、日々の支援に活かしていくことに期待したい。また、増設される地域小規模児童養護施設にも、同様な位置づけの支援体制をつくることに期待したい。</p>		
2 - (9) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p>学力と子どもの特性に応じ、居間で独自にマス計算ドリル等を行い、高学年であれば自室で学習をしている。また、施設と以前より関係性のある塾が理解を示し、自動車子どもを送迎してくれている。コロナ禍のため、オンラインで学習する子どもがいる。一方、進学希望ながら、なかなか成績に不安が残る子どもがいて、職員は、学習の促しに苦慮する場合もある。低学力の原因は、自己肯定感の低さが一因とも考えられ、「大切にされている」との安心感が、自己肯定感を育み、自分の将来への希望や、目標に向けての努力につながる。卒園後の子どもの自立のために、学習環境の整備とともに、学習のモチベーションを保つ支援の在り方にも期待したい。</p>		
【コメント】	② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>子どもが進学する際には、返済義務のない奨学金を探して情報提供している。法人に奨学金や卒園者への基金はない。過去に、個人の寄付があれば卒園時に贈ったことがある。専門学校を希望する子どもがいても保護者からの援助がなければ奨学金を申請することになる。しかし、返済義務のない奨学金は、学力等の成績が優秀であることを要求される。例えば、特別支援学校に通学する子どもに配慮して支給される奨学金はない。また、卒園後に家庭に戻り就職する場合もある。措置延長までの予定はないが、慎重に見守る子どもは想定される。今後は、卒園後の備えとして、本園と連携しながら、各種の社会的養護自立支援事業、就学者自立生活支援事業、身元保証人確保対策事業等の説明と、連絡先の提示が期待される。</p>		
【コメント】	③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>アルバイトは保護者の支援がない子どもにとって貴重な収入である。卒園後のために貯金をしたり、欲しいものを買えるだけでなく、何よりも、これからの人生で自立していくうえでの社会経験の拡大となる。学校や施設以外の大人と接することでの学びとなるように、本園と共に実習先やアルバイト先の開拓を期待したい。</p>		

2- (10) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>現在、入居している子どもの保護者と「はみんぐ」の関係性は良好となっている。保護者は職員に協力的で、月に1回は訪問して子どもと面会をしている。コロナ禍では感染予防のため面会がかなわず、お菓子等の差し入れのみの場合があった。今後、「はみんぐ」の他に、地域小規模児相養護施設が増設される。現在の子どもと保護者とのよい関係づくりのノウハウを、他の職員と共有していく必要がある。このためにも、家庭支援専門相談員の役割を明確にして、地域小規模児童養護施設を含めた施設全体で家族関係調整や相談を行うといった体制を期待したい。</p>		
2- (11) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	c
<p>「はみんぐ」卒園後に家庭に戻る予定の子どもはいる。しかし「はみんぐ」入居中に親子関係を再構築をするための家族への支援とはなっていない。子どもによっては、卒園後に家族の支援を受けられないことを前提に自立を進めているケースもある。小規模児童養護施設として一軒家を使用しているため、家族が宿泊するには対象でない子どもへの配慮が必要となる。本園には家族交流・宿泊施設が完備されているため、必要な場合には活用できる。一概に入居している子どものすべてを家族統合するとは限らないにしても、その形態は一つではない。様々な家族統合の在り方を想定しながら、児童相談所との連携を密にして可能性を探ることが望まれる。</p>		

## 共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>理念と基本方針が「処遇理念」と「事業方針」として事業計画書に掲載されている。理念は、養育・支援の拠り所であり、内外に示すものなので当該施設における養育・支援の内容や特性を踏まえた内容であることが適当である。基本方針は、理念に基づいた姿勢や地域との関わり方、施設機能等を示すものである。理念と基本方針については、今一度、児童養護施設十勝学園の目指す理念であり、基本方針なのかを全職員と考察することが期待される。</p>		

### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>全国の児童養護施設の運営動向等は前任の園長より引き継ぎ、現在の園長・副園長が把握・分析をするようにしている。施設に措置される子どもの年齢・人数・特性などは児童相談所からの打診を受けて職員体制などを考慮して受入れ、今後の施設の小規模化に備えている。但し、そのための中長期的な視野に立った情報収集には不十分である。今後期待したい。</p>		
【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c
<p>経営状況の把握・分析までは法人理事会で図られている。しかし法人全体の計画や施設の中長期の計画の策定はないので具体的な取組があるとまでは言えない。職員は固定経費の概念があり、経費節減に努めている。単年度だけではない中長期的視野にたった具体的な経営や運営の課題を職員に提示することが望まれる。</p>		

### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
「小規模化及び家庭的養護の推進計画・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備方針（計画）」があり、現在、1軒ある地域小規模児童養護施設を更に増設する予定がある。しかし、前項目にある中長期的な視野にたった課題の抽出と職員への提示が行われていないため中長期計画自体が作成されていない。新・社会的養護ビジョンと全国的な児童養護施設の運営動向として、本園の子ども定員の減員と小規模化によるグループホームの設置は避けられない。これに伴う人員配置等あらかじめ準備しておく事柄を書面化して中長期計画として立案することが望まれる。		
【コメント】	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
単年度の事業計画は、1月に会議に諮られ一般職の意見も取り入れて作成するようにしている。しかし、中長期の計画がないため、これを反映した単年度の計画とはならない。また、単年度事業計画の記載内容は、毎年度に必要な事柄であり重要ではあるが、前年度と同様の記述となっている。第三者評価は、「計画・実施・評価・見直し」の繰り返しと積み重ねによる質の向上を評価していく。職員の日々の養育・支援の向上が認められる計画の作成が望まれる。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
単年度の事業計画は、1月に意見集約して見直される流れとなっている。しかし、計画自体が前年度と同様の作りとなっているため、見直した箇所を評価・見直した計画とは読み取れない。次年度へのステップとなるように、聴取した職員の意見を計画に反映したことが認められる作成が期待される。		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
事業計画の周知として、行事と施設整備などの子どもに直接関係する事柄は職員が折に触れて話の中で伝えている。保護者には、来所した際に職員が説明している。しかし、事業計画の周知とまではいえない。単年度事業計画を例にすると、事業所向けに作成されているので、このままでは子どもの理解は難しく、保護者等においても同様である。事業計画の周知は、施設の理解を促すので、子どもや保護者等に向けたわかりやすい事業計画を作成することが望ましい。		

### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
養育・支援の質向上に向けて組織的に行われた記録がない。今回の受審では、園長・副園長・指導課長、男女棟主任、地域小規模児童養護施設「はみんぐ」の自己評価が提出された。3回目の受審となるが、改善の積み重ねが十分には読み取れなかった。社会的養護関係施設は3年に1度の受審が義務付けられ、毎年度の自己評価を行うことになっている。2017（平成29）年以降、高学年からの入所や特に配慮が必要な子どもが増え、職員に高度な専門性・養育力が要求されている。支援の現場では状況に応じた改善が試みられている。職員個人の力量に頼らない組織的な体制をとることが望まれる。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
前回の評価結果を活かすために施設として課題を明確に打ち出していない。このため単年度では予算化できない課題を中長期計画で段階的な課題解決に向かうことが困難となっている。家庭的な養護を進めるための設備や人員配置を始めとして検討すべき課題は少なくない。なかでも、改善が既に実行されている点での、PDCAサイクルのうちのD（実行）は、子どもへ直接に支援する職員に支えられている。職員個々の支援力を伸ばすためにも評価結果を活かすことが望まれる。		



## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
2021（令和3）年度に施設長が法人本部へ移動し、前副園長が現園長となり引き継いでいる。組織体系はそのままであり、良い意味で以前の施設長の風土を受け継いでいる。職員には、「「ありがとう」「ごめんなさい」といった挨拶ができて、人と物を大切にできる子」を基本に、支援するように指揮をとっている。施設長には理念や基本方針を踏まえた質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められる。職員から求められるリーダーシップに、今後も大きく沿うことを期待したい。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
施設長は、従来通りに全国児童養護施設協議会といった関連団体からの連絡や厚労省関係からの通知を受けて対応している。母体法人は、高齢者施設と保育園の運営も行っており共通して使用する規程類は整備されている。但し、就業規則や被措置児童等虐待対応ガイドラインには児童養護施設として明確にすべき点が十分ではない。文言の整理や職員周知のための内部研修の実施を期待したい。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
施設長は、養育・支援の質の向上のために子どもの支援場面に注視して、職員に助言している。養育・支援の技術指導だけでなく、職員同士のチームワークにも気を配りメンタルヘルスの維持向上のためにも個別面談を実施している。但し、これらの記録がないので、仕組みとしては未整備である。施設長が更なる指導力を発揮できるよう、今後を期待したい。		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
施設長は、従来より、労働環境改善のための人員確保と柔軟な労務管理に努めている。また、経営面では、加算となる個別対応や心理職や家庭支援専門員・里親支援専門員等の配置をもれなく行っている。しかし、職員に対する経営改善や業務の効率化といった意識付けは十分ではない。職員は、水道光熱費といった固定費の節約に努めているので、今後は被雇用者でも身につく施設経営感覚の指導に期待したい。		

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
人材確保のために法人ホームページに求人欄を掲載している。施設のページには就職した職員の児童養護施設で働くやりがいの声を写真付きで紹介している。このように人材確保に努めている一方、具体的な計画が見られない。「小規模化及び家庭的養護の推進計画・小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた整備方針（計画）」には必要な職員の資格や人数の記載が十分ではない。現在、施設が目標とする養育・支援の質を保持するためにも、今後、必要とする人材や体制に関する具体的な計画の立案が望まれる。		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
今回の受審にあたり、「期待する職員像」は明文化した。しかし、キャリアパスといった職員が将来像を描くまでのものがない。現在、人事考課は実施していないが、職員の個人面談は実施されている。但し、記録として残していないので、面談実施後に職員がどのように成長したかなどの経過が不明である。福利厚生などは整っており、職員は観劇などを選択してリフレッシュしている。児童相談所から支援の困難な子どもを施設に任せられるのは職員の支援の質の高さにある。日常勤務のローテーションや配置に留まらない数年先、十年先のキャリア形成をどうすべきかの道筋をつけることを期待したい。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
職場では、職員の間関係にも留意してコミュニケーションが取られ、施設長が直接に職員に声をかけて話を聞いている。しかし、職員の就業状況や意向を把握するための定期的な面談とその記録が残されていない。職員の心身の健康と安全確保には、労働災害やハラスメントなどの防止策を講じることが必要である。メンタルヘルスのストレスチェックは法人を上げて実施する方策がある。ハラスメントも法人全体での窓口設置が効率的である。単体の施設で簡易に実施するか、法人をあげて全事業所規模で行うのかを検討の上、今後の実施に期待したい。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
今回の受審段階で、十勝学園として「期待する職員像」を明文化した。しかし、児童養護施設として職員一人ひとりの育成に向けた目標管理は行われていない。目標管理とは、十勝学園の全体目標に対して男子棟・女子棟といったブロック、更には職員の一人ひとりの目標を統合して目指すものである。今後は、職員一人ひとりの勤務した年数や経歴、資格などに応じた育成と目標管理等が望まれる。		
【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
職員研修は、年度の事業計画に施設の内外に分けて記載されている。施設外研修には、北海道社会福祉協議会と北海道児童養護施設協議会が主催する研修に参加する職種と人数が載っている。施設内研修は、学ぶ内容と担当者が記され、年4回と随時の感染と事故の予防対策となっている。他に、スキルアップ事業として研修費用の助成がある。2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症のために参加を見合わせている。内部研修については、事業計画「4、職員の連携と自己研鑽」の項目内に「②専門性・支援技術の向上と課題の共有を図るために各種の研修会に積極的に参加すると共に性教育や危機管理等、園内研修により自己を高めるものとする。」と記載がある。各研修の目的をのべた基本方針とも読めるが、研修計画と呼ぶには不十分である。概略的なものではなく、具体的な内容として毎年度に見直しを図れる研修計画が期待される。		
【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	c
前回の受審で課題とされた新任職員への研修は計画に組み入れられている。外部研修へ参加した後は、会議で報告がされている。しかし、研修自体の記録や履歴が閲覧できないので、職員が学んだことを他者が共有するには不十分である。また、全職員の個別の研修計画が着手されていない。施設の小規模化として、グループホームの増設や本園の高機能化が予定されている。既に獲得している支援技術等の水準を上げるためにも、職員一人ひとりの研修計画を策定して研修機会を確保することが望まれる。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
新型コロナウイルスの影響により、令和2年の8月から10月の短期間で19名の保育士の実習生を受け入れた。実習担当者は各養成校と実習の内容について確認し受け入れを調整して、管理職は「実習生の養育・支援にかかわる基本姿勢」や「実習生に対しての留意事項」についてオリエンテーションを行っている。実習担当者は施設で作成した「実習指導マニュアル」に沿いながら、児童養護施設を知ってもらうことを重点的に指導しているが、効果的な育成プログラムは未整備となっている。また、実習指導担当職員に対する研修はない。今後は、育成プログラムの整備と外部研修を活かした養成研修プログラムへの派遣等の実施を期待する。		
3 運営の透明性の確保		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
法人のホームページには、情報公開ページがあり決算書が平成28年度まで公開されている。学園のホームページには「学園のお知らせ」「施設の概要」「施設の紹介」「一日の流れ」の閲覧ページを設けている。更に、運営の透明性を確保して、地域から施設の理解を深めるためには、第三者評価の結果や子どもからの相談内容なども公開することを期待したい。		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
法人は、高齢者施設や保育園も運営する規模の大きな事業体である。内部監査が実施されており、直近で会計上の問題点の指摘はない。施設内部での金銭の動きはルールに則り、適正に行われている。但し、ガバナンス強化や財務規律の確立により、公正性と透明性を確保し、説明責任を果す観点からは、外部監査の導入に期待したい。		

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>新型コロナウイルスの影響により地域の行事は軒並み中止となった。それまでは施設としてお祭りへ子どもが職員と参加しており、今でも町内会とはよい関係を続けている。訪問調査時は、折しもオミクロン株による感染拡大が危ぶまれていたので、子どもとの接触を避ける動線で評価者は動いた。体育館にパソコンを置き、写真で子どもが地域参加している数々の写真を見ることができた。コロナ禍の後には、子どもが更に地域で活動できるようにボランティアとも交流できる企画を期待したい。</p>		
【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p>ボランティアの受入れの実績は、長年にわたり、行事の際の協力や地域のタクシー会社による外出イベントなどがある。現在は新型コロナ感染予防の対策として受け入れは中止しており、感染が終息しだい再開される予定である。施設としてのボランティアの受け入れに対する基本姿勢は、明確になっておらず、職員の対応に一貫性がみられない。ボランティアを受入れるにあたっては、子どもとの距離の取り方に配慮を必要とする場面もあり、ボランティアに対する研修を始めとする体制の整備が望まれる。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>社会資源リストとして使用頻度の高い児童相談所の連絡先は職員室の壁に大きく掲示されている。個人情報保護等の秘匿性の高いものはファイルに綴じて保管され、連携の必要時に使用している。要保護児童対策地域協議会にケース検討の開催依頼を行うことにより、退所した子どものアフターケアとして連携するようにしている。卒園した子どもの多くは、施設の周辺地域から離れて居住、生活している。厚生労働省の調査結果にあるケアリーパー（児童養護施設を卒園した子ども）の生活の過酷さを鑑みて、更に多様な機関と連携が取れるネットワーク化に期待したい。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>施設として、地域の福祉ニーズ等を把握するまでには至っていないが、併設している「こども家庭支援センター」では子育て等の相談を受けるので一定の地域福祉ニーズの把握にはなっている。法人の概況報告書には地域における公益的な（地域公益事業）取組としていくつか挙げられている。しかし、当該事業に至る経過が不明瞭なので福祉ニーズ把握の取組みとまではいえない。施設や法人が社会福祉法人として地域に貢献する役割を果たすためにも、福祉ニーズを把握する取組として明確に示すことが期待される。</p>		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>施設に併設している「こども家庭支援センター」では子育て等の相談を受けて地域ニーズの把握は一定程度はできている。しかし、このニーズに対する活動や事業化までには至っていない。但し、施設が従来から行っている心身健康維持事業は地域との交流があるので事業自体の目的や実施の意味づけを考え直すことで公益的な事業活動ともなり得る。施設のすぐ側には札内川があり、福祉避難所の指定を受けている。また、法人では福祉バスの運行や保育園開放事業を行っている。前項目で把握した地域福祉ニーズに基づく事業・活動の整理を行い実施することが期待される。</p>		

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>理念として①児童の自立支援②児童の発達の保障③児童の人権の尊重を掲げている。「十勝学園職員心得」には、理念を具現化するための支援の在り方が示され、職員室には「十勝学園倫理綱領」が掲示されている。現在、コロナ禍のため中止されているが、職員と子どもは、子どもの心と体を守るための「子どもへの暴力防止プログラム」を受けている。但し、人権尊重のための研修の資料が整理されておらず、最近入職した職員は学ぶことが難しくなっている。今後は、職員に対するチェックリストや意識調査等を行うことで、理念を具現化した支援が出来るかどうかを、常に確認していく体制に期待したい。</p>		
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>子どものプライバシーに関しては「十勝学園職員心得」の中に職員が守るべき内容が具体的に記されている。高校生から所持できるスマートフォンは、夜間は職員室で管理しているが、子どものプライバシーのために、必ず電源を切ってから預かっている。職員は、本人の了解なく机やカバンを開けたり、手紙などを読むことはない。子どもの居室に入室する際も、いきなりドアを開けることはせず了解を取ってからドアを開けている。しかし、建物の経過年数により入り口のドアにガラス窓がついている居室も残っており、プライバシーの視点から再考を期待したい。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>施設見学者や保護者には、パンフレットが用意されているが、広報誌などは作成されていない。法人で作成しているホームページには、児童養護施設の概要、平面図や日課、年間行事、施設の目的、処遇理念、養育目標等が掲載されている。また緊急時に子どもを預けることができる子育て短期支援事業や、里親支援専門相談員を配置して里親支援事業を実施していることも紹介されている。施設には、施設の紹介のため卒園式等の行事の写真も掲載する等、情報を更新していく意向がある。今後に期待したい。</p>		
【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>保護者等に説明する資料としては「学園のパンフレット」があり、来所時に手渡している。児童相談所からの指示で保護者との交流が制限される場合があり、手渡しは難しい場合がある。養育・支援に関する説明や同意書は、措置による入所という施設側の認識があるためか十分とはいえない。子どもの入所時には「一日の日課表」を配付し、それぞれ「小学生のきまりごと」「中高生のきまりごと」を用いて学年に応じた説明がなされている。幼児や小学生低学年には、口頭で繰り返し説明している。子どもの発達や年齢に応じて、イラストを入れる等のわかりやすい表現に工夫することを期待したい。</p>		
【コメント】	③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>家庭への引き取りは、学校卒業の節目や、親の再婚など家庭環境が整った時期に行われている。自立支援計画の目標を家庭復帰としている場合は、定期的な外泊を実施し、子どもの帰園時に聞き取りを行い、家族には電話や送迎時に状況を聴き取っている。また、施設内には家族と共に宿泊できる設備があり利用が可能である。相談、調整の窓口は子どもの担当職員が行い、対応については管理職と話し合いながら支援している。他の施設へ措置変更になった際や退所した後であっても、継続性に配慮するためには、引き継ぎ書や手順書の作成を期待したい。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>子どもの自治会は、小学生と中・高生にそれぞれにあり担当職員が付いて参加している。自治会では、生活する上でのルールや、特にスマートフォンの使用ルールを話し合っている。出された要望・意見を基に、職員会議で見直している。一方、自治会で発言をせずに職員に話しに来る子どもには、集団の中で発言する大切さをアドバイスしている。本人に自立へ向けて意見を表明する力を身につけてほしいとの考えからである。一方、施設に対する満足度は、統計的に把握されていない。今後は、無記名のアンケート調査等を実施して、無言の意見を汲み取ることも期待したい。</p>		

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
法人としては「苦情解決事業実施要綱」等を整備しており、施設には、第三者委員の男性2名の氏名と電話番号を掲示している。しかし、苦情についての記録は確認できず、解決状況も公開されていないため、第三者委員の動きが不鮮明である。早期に、児童養護施設としての苦情対応マニュアルを作成し、フロー図やイラストなどわかりやすい書面を子どもや保護者等に配付することが望まれる。		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
相談や意見を述べやすいように、自治会が定期的開催されている。また、居室棟とは別の階に面談室を用意している。職員は、居室やデイルームなどで子どもの話を聞いている。また、子どもが問題を抱え込んでしまい担当の職員に話せずにいる場合には、他の子どもが心配して相談してくることもある。こうした場合にも職員は、関係性に配慮して個別に対応し、解決に導いている。普段から子どもの態度や表情の変化に注意して観察しているが、子どもからの発信が容易となるよう、相談する方法や相手を選択できることを説明した書面による周知が期待される。		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
意見箱の利用は、意見が出しやすいように無記名にしており、月2~3枚の投函があり月2回の職員会議で確認している。内容は、おやつ等の具体的な品名の希望の他、担当職員や生活への不満等も書かれている。また、自治会で話し合われた施設内での日課やルールの改正についての意見は、職員会議で十分に検討し、改善出来るところは取り入れているが、回答までの時間が子どもが期待するスピードには至っていない場合もある。担当職員は回答できるまでの目安の時間や理由なども説明しているが、子どもは迅速な対応を期待している。今後の仕組作りに期待したい。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
子ども間で発生する性的な問題や衝動的な暴力などについては、職員会議にて事例を検討し子どもの動線の見直しや支援の方法について改善を試みている。内科系の飲み薬は食堂の隣室で保管し、配膳時に配薬している。抗精神薬は職員が管理している。飲み忘れや溜め込みによる重複服用を防ぐため服用直後に飲み込んだかを職員が確認している。「ヒヤリハット報告書」と「事故・問題行動報告書」の書式があり、発生時に記入し職責が押し管理職会議にかけられる。しかし、リスクマネジメント体制としては、ヒヤリハットの収集が不十分である。今後はヒヤリハットを積極的に収集し、発生要因を分析・統計化することで職員の「危険への気づき」を促進した体制が期待される。		
【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
新型コロナウイルスの感染対策は、保健所より情報を収集し、運営会議で対策を検討後に全職員に周知している。ホームページでは、法人内施設の消毒体制や感染状況を掲載している。施設内での感染防止対策としては、ゾーニング（汚染区域と清潔区域の区分分け）を意識して、居室の水回りを改修して隔離専用居室を確保、学級閉鎖となった子どもが利用した。専用居室入り口前には、防護服の着用マニュアルが掲示され、子どもが使用する手洗い場には、手洗い方法のイラストが貼りだされている。感染対策の周知に関しては、法人内の高齢者施設の職員による研修会を実施しマニュアルを配付している。今後、さらに対策を確実にするためには、ノロウイルス等も含めた感染予防の手技演習が期待される。		
【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
施設の防災マニュアルは作成され、災害時の対応や体制等が規定されている。災害時における子どもの安全確保のために、直近では幼児クラスで水害の避難訓練を実施している他、火災の避難訓練も行われている。非常用備品の保管責任者は定められているが、チェック体制はなく、職員は現状の把握ができていない。自家発電機があり、大規模停電の際に活用されたが、使用方法の熟知は、特定の職員に止まっている。災害時の職員緊急連絡網は作成されているが、更新されていない。今後は、これらの緊急連絡網の更新と非常用備品のチェック体制の見直しをして、全職員に対する発電機使用方法の周知が期待される。また、事業継続計画(BCP)の作成と職員への周知を期待したい。		

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>「十勝学園職員心得」には子どもの権利擁護やプライバシーへの配慮と共に、入所時や問題行動への対応が記載されている。子どもと職員の動きは「十勝学園生活日課」にまとめられ、具体的な支援場面に関しては「幼児一致事項」「小学生一致事項」「中高生一致事項」が支援マニュアルとなっている。一致事項の中には、自治会での子どもからの意見を取り入れた形で、罰金や連帯責任などの罰則規定も含まれている。子どもに対する罰金は、最終的な手段として適用し、徴収した後に本人の預金口座に戻し入れをしている。罰則に付随する連帯責任を用いた例はない。今後は、子どもの支援方法について「なぜ懲罰規定が必要なのか」の考え方を整理して、子どもがルールを守る意味の伝え方を含めて、支援方法を検討していくことが期待される。</p>		
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>標準的な実施方法の都度の見直しは、毎月の会議の項目の中に「一致事項の見直し」とあり、子どもの自治会で出た意見や職員からの提案により変更される。全体的な見直しは、年度末に全職員のアンケート結果をもとに「一致事項」について話し合っている。修正された「一致事項」は管理職が整理して、職員全体に周知している。しかし、一連の見直しの時期や検証方法を明文化したものは見当たらない。新しく入職した職員にも「一致事項の見直し」が容易となるように、一連の見直し方法の明文化に期待したい。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
【コメント】	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>入所時の自立支援計画は、「入所時の確認シート」「ケース記録」「児童の様子」等の資料を用いて担当者会議を行い、児童相談所が示した支援方針と子どもの意向を踏まえて、入所3ヶ月以内に作成して職員全体に周知している。アセスメントとしては「児童の様子」という書式があり、学校・施設、通院状況等の項目で、日々様子を把握している。また、「振り返りシート」があり、職員が子どもと共に話し合い目標を設定している。毎月の担当者会議では、現状の評価と目標の達成状況が協議されている。自立支援計画の短期目標についても振り返りシートを使用し、担当者が会議で確認する体制となっている。今後、職員全体のレベルアップのためには、施設全体としてアセスメントの項目や考え方、自立支援計画の作成の流れなどを明確に文書化することを期待したい。</p>		
【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>小学生に関しては「振り返りシート」を用いて、目標について本人が感想を書き、月末にまとめて翌月の目標を設定している。目標は達成可能なものに設定して、達成するための方法を複数考え、本人が決めている。一日の終わりには、職員と子どもとで振り返りを行なって良いところをほめて、次の目標に繋げている。中学校とは、普段から電話連絡や懇談会等を通じて協力体制がつけられ、年一回定例の会議が設けられている。毎月の担当者会議では、「振り返りシート」「ケース記録」「児童の様子」を使用して、目標の変更を行っている。自立支援計画は、これらの記録をもとに、年2回見直しを行っている。この一連の流れに関しては、年度末の会議で、管理職から見直しについての問いかけはあるが、組織として規定した書面はなく、検証が不十分である。自立支援計画の評価見直しに関する実施方法に関しても文書化することが期待される。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p>職員間の記録の共有は、児童管理システムを活用して行われている。各部署ごとの会議の記録は、担当が一週間以内に作成し綴られている。子どもの記録は、直接に支援に関わった職員が夜勤の時間帯にケース記録に入力するようにして、入力する際に、子どもの目に触れないように留意している。回覧時に誤字の修正を行い、新人職員へ記載内容をアドバイスしている。しかし、職員間で記録の内容や書き方に差異が生じないような体制にまでは至っていない。職員は、部署を横断した情報の共有が課題と捉えており、今後の改善に期待したい。</p>		
【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>職員入職時のオリエンテーションでは「十勝学園職員心得」を使用して個人情報等の守秘義務について説明し、その後は、職員会議で個人情報の漏洩防止の注意喚起を行っている。サーバーは施設内に置き、職員が専用使用するパソコンは2台に限定している。子どもの写真を使用することは保護者等に同意を得ているが、個人情報に関する方針や内容、管理方法、開示請求等についての説明は行っていない。記録の適切な管理のためには、個人情報保護や情報開示等について職員研修を実施し、子どもや保護者等への周知を期待したい。</p>		